

京都府都市農業振興アクションプラン

社会的な動き

- 人口減少や高齢化に伴う宅地需要の沈静化等により都市農地の転用の必要性低下
- 府内生産緑地の9割が、H34に市町村への買取申出が可能となる
- 景観・防災・癒やしなど多面的機能に対する評価の高まり

関連法の制定及び改正

- ① 都市農業振興基本法の制定（H27. 4）
→都市農業の重要性を法的に位置づけ
- ② 都市農業振興基本計画の策定（H28. 5）
→都市農地位置づけが「宅地化すべき」から「あるべき」に転換
- ③ 都市農業関連法制度の整備
 - ・生産緑地法の改正（特定生産緑地制度の創設 等）
 - ・都市農地の貸借の円滑化に関する法律の制定（生産緑地の貸借が円滑化）
 - ・関連税制の改正（相続税・固定資産税等の優遇措置の見直し）

京都の都市農業

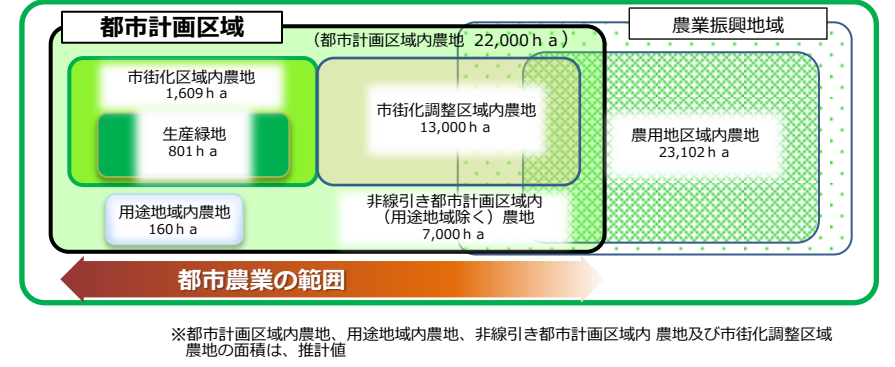
【本府にとって重要な役割】

- 生産者は料理人のニーズに応える最高の農産物を生産、料理人はその農産物にふさわしい献立を開発しながら研鑽を重ねてきた結果、京野菜や京タケノコ、宇治茶等の伝統ある高品質な食材は、和食文化をはじめとした京の食文化を支えている
- 都市農地は農産物供給に加え、防災や景観形成、国土・環境の保全、農作業体験・交流、農業への理解醸成など多面的な機能を発揮しており、都市部の府民約240万人がその機能を楽しむ



【都市農業の範囲（施策の対象地域）】

市街化区域内（非線引き都市計画区域における用都地域内を含む）を中心とし、その周辺地域も含めた都市計画区域内で行われる農業の範囲を基本とする。
 ※ ただし、市町村が定める都市農業の振興に関する計画において、「都市農業」の範囲を独自に定めることを妨げるものではない。 <京都府全域における耕地面積 30,600ha>



伝統と文化が育む『都市（空間・住民）と農（業・地）との共生』

～ 都市農業がつなぐ人×人、都市×農村 ⇒ 信頼と情報が紡ぐ、京都で暮らす幸せを感じられる地域社会の形成 ～

現状・課題	目標	スキーム
<p>① 都市農業の安定的な継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ブランド力はあるが供給量の少ない京野菜や宇治茶等は、需要ニーズに対応した生産量の確保が必要 ○ 比率が高い直販などの多様な流通形態を活かした販売力の強化が必要 ○ 農地中間管理機構などの制度が活用できず、都市農地の貸し手と借り手をマッチングする仕組みがない ○ 小さい経営面積の中で安定した経営を実現するため、6次産業化等の取組の推進が必要 	<p>【農業経営体の育成とものづくり農業の推進】</p> <p>農家により伝承されてきた技術や「振り売り」に代表される農業者の顔が見える流通形態など、京都の都市農業を育ててきた伝統と文化を活かし、農業経営体の農業経営を維持・発展させ、京都府都市農業を次世代へ承継</p>	<p>スキーム</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 立地を活かした多様な流通形態の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・生産者と消費者・実需者とのマッチングによる有利な販路（B to B、B to C）の拡大 ・新たな販路確保に向けた流通ロットの確保（生産者グループ化） (2) 観光と連携した農業経営の多角化 <ul style="list-style-type: none"> ・農家レストランや農産物加工、直売等の6次産業化の推進 (3) 高品質な農産物生産に伴う生産条件の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・農業用機械等の整備や水路等の保全 (4) 農地の流動化による担い手への集積 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が連携した都市農地貸借の推進（農地バンクの設置） ・税制など関連諸制度に関する相談窓口の設置
<p>② 農空と緑の形成都市</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市農地は税制上の負担等により10年間で約20%減少後継者がいない農家も約20%あり、相続等を契機とした農地の売却、転用がさらに進むおそれ ○ 小規模経営や相続等により営農の継続が困難な都市農地の多様な主体による活用が必要 ○ 防災協力農地や良好な景観など、都市と緑の空間の維持による多様な機能の発揮・活用の推進が必要 	<p>【多様な主体や担い手による農地の活用とことづくり農業の推進】</p> <p>都市農地が今後も安定的に維持され、農地の有する多様な機能を発揮し、都市と農が調和したまちづくりを形成するため、農地の活用を目的とした流動化対策や新たな農の担い手確保、緑地空間活用等を推進</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 多様な主体による農地活用 <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人や福祉事業者等の農外企業の参入に対する相談窓口の設置 ・市民農園や体験農園開設など農地の新たな活用 (2) 緑地空間としての確保 <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地制度や防災協力農地の普及啓発 ・農業用機械のシェアリングを推進
<p>③ 暮らしのある豊かな</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市住民は農業に触れる機会が少ないため、都市住民に対する農業への理解促進を図ることが必要 ○ 都市と農業が近接する立地を活かした食育活動などの推進が大切 ○ 都市農業者以外の主体による都市農地の活用が少ないことから、積極的な都市農業への関与が必要 	<p>【都市住民の農業理解の促進と「農」を通じた地域コミュニティの形成】</p> <p>都市と農業が近接する京都の特徴を活かした市民農園や体験農園などの農に親しむ交流の場の創出やこれらを核とした地域社会の形成、体験型食育の推進など都市住民が農業・農の空間に積極的に関わり、暮らしに農が取り入れられた共生関係を構築</p>	<ol style="list-style-type: none"> (1) 農と都市との交流促進 <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園や体験農園等による都市住民が農とふれあう機会の創出 ・移住希望者や週末農業者を対象とした農業塾を開講し、府域の農業担い手を育成 ・援農隊活動の推進による労働力の補完や就農(業)機会の創出 ・生産者直売マルシェなど地場野菜の直接購入機会の創出 ・身近な「農」を活かした食育活動を推進 ・イベント等の情報発信機能の整備（京都府農業のショーケース）

『京都府都市農業推進協議会(仮)』の設置

市町村と協同し、都市農業対策を推進

① 京都府都市農業振興プランに係る情報共有及び関連施策の推進

② 市町村による地方計画策定の支援